

○能美市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 18 年 6 月 14 日

議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、能美市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 24 年能美市条例第 39 号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して様式第 1 号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に様式第 2 号による政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 議員は、政務活動費の交付日の 20 日前までに、市長に対し様式第 3 号により政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 議長は、条例第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により提出された収支報告書(様式第 4 号)等の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、様式第 5 号から様式第 9 号までの各様式により、領収書その他の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の 7 月 1 日から始めるもの

とし、その期間は条例第8条第1項に規定する収支報告書等を保存する期間とする。

2 条例第8条第2項の規定による閲覧をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧申請書(様式第10号)を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、次に定める収支報告書等に記載されている情報のうち能美市情報公開条例(平成17年能美市条例第8号)第6条各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。

(1) 収支報告書

(2) 項目別集計表

(3) 領収書

(4) 支払証明書

(5) 政務活動に係る行政視察等届出書及び調査結果報告書

4 収支報告書等の閲覧は、次に定めるところによる。

(1) 閲覧できる場所 議長が指定する場所

(2) 閲覧できる日 能美市の休日を定める条例(平成17年能美市条例第2号)第1条に規定する市の休日でない日

(3) 閲覧できる時間 午前8時30分から午後5時15分まで

5 閲覧情報の写しの交付を受けようとする者は、能美市情報公開条例第11条に規定する費用負担の例により、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

6 議長は、閲覧者が収支報告書等を汚損又は破損等の行為をしたり、職員の指示に従わない場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の運用に関しては、議長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日議会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の能美市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月1日議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の能美市議会政務活動費の交付に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以降に交付する新規則に規定する政務活動費について適用し、施行日前に交付されたこの規則による改正前の能美市議会政務調査費の交付に関する規則(以下「旧規則」という。)に規定する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月28日議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の様式第7号及び様式第8号の規定は、平成26年度分以降の政務活動費から適用する。

附 則(令和3年3月25日議会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

能美市長 様  
(能美市議会議長経由)

議員名

### 政務活動費交付申請書

能美市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円（ 年度分）

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

議員名 様

能美市長

### 政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、能美市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（ヶ月分） 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

能美市長 様  
(能美市議会議長経由)

議員名

### 政務活動費交付請求書

能美市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

能美市議会 議長 様

議員名

年度政務活動費収支報告について

能美市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費 \_ 円

2 支 出

(単位: 円)

項	目	金額	備	考
調査研究費				
研修費				
広報費				
広聴費				
要望・陳情活動費				
会議費				
資料作成費				
資料購入費				
人件費				
事務所費				
調査経費				
合計				

3 残 額 \_ 円

様式第5号（第6条関係）

政務活動費項目別集計表（令和 年度）				議員名	(単位：円)	
整理番号	日付	項目	細目	摘要	支出額	充当額
合計						

様式第 6 号（第 6 条関係）

政務活動費支出伝票

日付		支出額	
項目 細目		充当額 按分率	
支払先			
摘要			
備考			

支払証明書あり

理由

様式第7号（第6条関係）  
政務活動費支払証明書

上記金額を支払ったことを証明します。

### 議員名

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

能美市議会 議長

様

議員名

### 政務活動に係る行政視察等届出書

下記の政務活動を実施するに当たり、能美市議会政務活動費の交付に関する規則  
第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 項 目 ア. 行政視察 イ. 研修・講習 ウ. 要望・陳情

2 日 程 年 月 日 ～ 年 月 日

3 目 的

4 行 き 先

5 宿 泊 地

6 内 容

7 参加議員

8 行 程 別添のとおり

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

能美市議会 議長

様

議員名

### 政務活動に係る調査結果報告書

下記の政務活動を実施したので、能美市議会政務活動費の交付に関する規則  
第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施日 年 月 日 ～ 年 月 日

2 行き先

3 内容

4 結果及び所感等（別紙可）

様式第10号（第7条関係）

政務活動費収支報告書等閲覧申請書

年 月 日

能美市議会 議長 様

住所

氏名

電話番号

〔 法人その他の団体にあっては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

能美市議会政務活動費の交付に関する規則第7条第2項の規定により、下記のとおり収支報告書等の閲覧を申請します。

記

1 閲覧を求める書類

- 年度 収支報告書
- 年度 項目別集計表
- 年度 領収書
- 年度 支払証明書
- 年度 政務活動に係る行政視察等届出書及び調査結果報告書

2 議員名

全 部 ・ 一 部 ( )

3 写しの交付希望の有無

有 ・ 無

※写しの交付に要する費用負担あり

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 3 条関係)

様式第 3 号(第 4 条関係)

様式第 4 号(第 6 条関係)

様式第 5 号(第 6 条関係)

様式第 6 号(第 6 条関係)

様式第 7 号(第 6 条関係)

様式第 8 号(第 6 条関係)

様式第 9 号(第 6 条関係)

様式第 10 号(第 7 条関係)